

岩手県医療局管理規程第1号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月14日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額	種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]			[略]		
医師手当	[略]		医師手当	[略]	
	(5) [略]	[略]		(5) [略]	[略]
			(6) <u>診療時間（月曜日か</u>	<u>勤務1回につき</u>	
			<u>ら金曜日までの5日間（</u>		
			<u>国民の祝日に関する法律</u>	<u>1,000円の範囲内</u>	
			<u>（昭和23年法律第178号</u>		
			<u>）に規定する休日及び医</u>	<u>で医療局長が定め</u>	
			<u>療局長が定める日を除く</u>		
			<u>。）の8時30分から17時</u>	<u>る額</u>	
			<u>15分までの時間をいう。</u>		
			<u>）外に手術又は処置の業</u>		
			<u>務に従事した医師又は歯</u>		
			<u>科医師である企業職員の</u>		
			<u>うち医療局長が定める者</u>		
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。